教育主事の職五(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二に定める社会	教育主事の職とおいるとは、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二に定める社会
	及び調査研究に関する職務に従事する職員の職 六 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示
務に従事する職員の職博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職	
四 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。)において	(削除)
する職務に従事する職員の職	する職務に従事する職員の職
おいて博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関	おいて博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関
三 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校に	五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校に
	務に従事する職員の職
	博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職
(新設)	四 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。)において
	研究に関する職務に従事する職員の職
	美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査
	利用機関法人並びに独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立
	法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同
(新設)	三 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)及び国立大学
二(略)	二(略)
る職務に従事する職員の職	関する職務に従事する職員の職
料」という。)に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関す	館資料」という。)に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に
施設において同法第二条第三項に規定する博物館資料(以下「博物館資	施設において同法第二条第三項に規定する博物館資料(以下単に「博物
り文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定した博物館に相当する	り文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定した博物館に相当する
一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定によ	一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定によ
学芸員補の職に相当する職等の指定	学芸員補の職と同等以上の職の指定
改 正 前	改正後
イケガモスでして、コモスに	

九八 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条に定める司書の職

七十 その他文部科学大臣が前各号に掲げるものに相当する職と認めた職図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条に定める司書の職